

別表第3(第17条関係)

下水道事業受益者負担金減免基準

該当条項	減免の対象となる土地	内容	減免率	
条例第8条 第2項第1号	1 国又は地方公共 団体が公用に供し ている土地又は供 することを予定し ている土地	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校用地	小学校、中学校及び高等学校等	75%
		(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉施設用地		75%
		(3) 警察法務収容施設用地	拘置所	75%
		(4) 一般庁舎用地	裁判所、検察庁、法務局、警察署、町役場及び消防署等一般庁舎	50%
		(5) 公務員用宿舍用地	有料の公務員宿舍及びアパート	25%
		(6) その他	体育館、図書館、公民館等の体育施設及び文化施設	50%
条例第8条 第2項第2号	2 国又は地方公共 団体がその企業の 用に供している土 地	(1) 国の企業用施設用地	郵便事業等	25%
		(2) 地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条に規定する企業用財産	水道事業	25%
条例第8条 第2項第3号	3 国又は地方公共 団体が公共の用に 供することを予定 している土地	公共の用に供するため土地買収につき契約書が取り交わされている土地	道路、公園、下水道、河川及び水路等の建設用地	100%
条例第8条 第2項第4号	4 公の生活扶助を 受けている者又は これに準ずる者が 所有若しくは使用 する土地	生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助又は生活扶助以外の扶助を受けている者が所有若しくは使用する土地		100%
条例第8条 第2項第5号	5 その他の状況に より特に負担金を 減免する必要がある と認められる土 地	(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)又は県、町の条例により指定された文化財若しくは指定文化財保護のための施設用地		100%
		(2) 社会福祉法第2条に規定する事業で同法第22条に規定する社会福祉法人が経営する施設用地(管理者又は職員が居住に使用する土地を除く。)	特別養護老人ホーム等	75%
		(3) 私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人が設置するもので教育の目的に使用している土地(管理者又は職員が居住に使用する土地を除く。)	幼稚園等	75%

	(4) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第2条に規定する施設の用に供している土地	墓地等	100%
	(5) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条に規定する宗教法人が同条本文に規定する目的のために使用する土地で同法第3条に規定するもの	境内地本堂等	75%
		墓地等	100%
	(6) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)に基づく軌道用地(踏切、プラットホームを含む。)、駅前広場用地及び駅舎	軌道用地、踏切用地、プラットホーム、駅前広場	100%
		駅舎等	25%
	(7) 自治会が管理する公民館施設用地及び自治会活動の用に供するその他の用地	公民館等	100%
	(8) 水路及び公道に準ずる私道	公共性のある水路及び私道路	100%
	(9) その他状況に応じて減免を必要とする土地(その状況に応じて町長が定める)		その都度町長が定める。